

お客様各位

## 「とびうめ災害復旧個人・事業者ローン」の改定及び期間延長のお知らせ

「平成 30 年西日本豪雨」により被害を受けられた皆さまの 1 日も早い災害復旧に関する資金のニーズにお応えするため、この度、当組合では平成 30 年 6 月 29 日までお取扱いをさせていただいていました『とびうめ災害復旧個人ローン』及び『とびうめ災害復旧事業者ローン』の商品概要を改定し、下記の通りお取扱いいたします。

詳細につきましては、ご遠慮なく、最寄りの営業店窓口にお問合せください。なお、本商品は「平成 29 年九州北部豪雨」で被害を受けられた方についてもご利用いただけます。

被害にあわれた皆様の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

記

### 【とびうめ災害復旧個人ローン商品概要】

商品名	とびうめ災害復旧個人ローン
お取扱期間	平成 30 年 8 月 1 日（水）～平成 30 年 11 月 30 日（金）受付分まで
ご利用いただける方	地公体が指定した自然災害により被災された方で、次の両項目を満たされる方 ・満 20 歳以上、完済時 80 歳以下の方 ・安定・継続した収入の見込める方
お借入れ金額	10 万円以上 500 万円以下（1 円単位）
お借入れ期間	7 年以内（最長 6 ヶ月の元金据置が可能）
お使いみち	災害復旧に関する資金とし、当組合が妥当であると判断したもの ①当面の生活費 ②家具・家電等の修理、買い換え資金（事業性資金は除く） ③住宅の補修・修繕資金等（事業性資金は除く） ④車両の修理、買い換え資金（事業性資金は除く） なお、上記②③④については、同一資金の購入・修理等に係る融資残高が当組合にあり、且つ本件融資実行時において当組合でのお借入れを正常にご返済中である場合は、当該融資残高を買い換え資金に含めることが出来ます。
お借入れ利率	1. 500%（変動金利 6 ヶ月変動型） 〔当組合新長期プライムレート マイナス 1.350%〕
ご融資形態	証書貸付
ご返済方法	元利金均等返済または元金均等返済（ボーナス併用返済可能）
連帯保証人	原則として 1 名以上
担保	原則として不要 ただし、当組合が必要と認めた場合は、別途徴求いたします。
融資実行手数料	無料
徴求書類	① 本人確認書類 ② り災証明書（被災証明書等）または現場写真 ③ 所得証明書、源泉徴収票または確定申告書 ④ 資金用途確認資料（見積書等）※用途が「当面の生活費」の場合は不要 ⑤ その他審査上の必要書類

### 【とびうめ災害復旧事業者ローン商品概要】

商品名	とびうめ災害復旧事業者ローン
お取扱期間	平成 30 年 8 月 1 日（水）～平成 30 年 11 月 30 日（金）受付分まで
ご利用いただける方	事業所または住居が当組合の営業区域の中小企業者で、次の（1）～（3）の何れかに該当する中小企業者 （1）地公体が指定した自然災害により被災された中小企業者 （2）主要取引先が被災された中小企業者 被災地域の方を雇用されている中小企業者 （3）被災により、売上高の減少が見込まれる中小企業者
お借入れ金額	10 万円以上 1,000 万円以下（1 円単位）
お借入れ期間	運転資金：7 年以内（※短期資金は 1 年以内） 設備資金：10 年以内 （運転資金・設備資金ともに最長 6 ヶ月の元金据置が可能）
お使いみち	地公体が指定した自然災害の影響により、事業経営に必要なとなった運転資金・設備資金（既存借入の借換えはできません）
お借入れ利率	1. 850%（連動金利） [当組合新長期プライムレート マイナス 1.00%]
ご融資形態	証書貸付、手形貸付
ご返済方法	元利金均等返済または元金均等返済、一括返済
連帯保証人	原則として 1 名以上 ただし、当組合が必要と認めた場合は、追加することもあります。
担保	原則として不要 ただし、当組合が必要と認めた場合は、別途徴求いたします。
融資実行手数料	無料
徴求書類	① 被災した場合…り災証明書（被災証明書等）または現場写真 ② 決算書 ・法人の場合：直近の決算書 3 期分および付属明細書一式 ・個人事業者の場合：直近の確定申告書 3 期分 ③ 資金使途確認資料（見積書等） ④ その他審査上の必要書類

以上

**〈本件に関するお問合せ〉**  
**とびうめ信用組合 本部 営業推進部**  
**TEL 092-483-7300**